

●香川県告示第364号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和45年6月9日指道第21号（昭和45年香川県告示第718号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成26年10月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 平成26年10月2日
- 2 指定を廃止する道路の位置 丸亀市柞原町字上所249番1
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 28.80メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。